

## はじめに

我が国の地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化や人口の減少、地球規模の環境問題、さらには、個人の価値観やライフスタイルの多様化など大きく変化しており、将来の予測がますます困難になっています。

このような中で、自主自立を基に豊かな自然との調和や共生を図りながら、互いに支えあい、助けあう、心のかよう地域づくりを目指し、本市の有する歴史、文化、伝統、さらには、温暖な気候風土などの特質を生かしながら、本市にふさわしい「まちづくり」を進める上でのガイドプランとして平成16年に「都市計画に関する基本的な方針（伊達市都市計画マスタープラン）」を策定しました。

その後、平成18年3月には大滝村（大滝区）との合併により、新伊達市としての新たなスタートを切り、平成21年には新市の将来像を「自然を育み、未来に向かって挑戦する人にやさしいまち」とした「第六次伊達市総合計画」が策定されたことから、新たなまちづくりを進める上で必要な「都市計画マスタープラン」の見直しを行ったところです。

今後は、この都市計画マスタープランに基づいて、市民と行政の協働により、都市計画に対する市民参加を積極的に進めるとともに、市民や企業等、そして関連する様々な分野の方々のご協力を頂きながら、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、伊達市都市計画マスタープラン市民会議の皆様をはじめ、策定委員会の方々など、この都市計画マスタープランの策定に当たり、貴重なご意見やご提言を頂いた多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成22年4月

伊達市長 菊谷 秀吉

# 伊達市都市計画マスタープラン

## —都市計画に関する基本方針—

### 《目 次》

序 論	都市計画マスタープランの目的と位置付け	
	1. 都市計画マスタープランの概要	2
	2. 都市計画マスタープランの目的と位置付け	5
-----		
第1編	伊達市の概要	
第1章	都市の現況	
	1. 位 置	8
	2. 人 口	9
	3. 土地利用	12
	4. 交通体系	17
	5. 都市施設	22
第2編	全 体 構 想 (まちづくりの基本的方針)	
第1章	まちづくりの課題	
	1. 土地利用の課題	38
	2. 都市施設等の課題	39
	3. 自然環境・景観・防災の課題	40
	4. 福祉・観光・文化財等の課題	40
	5. 広域的な課題	41
第2章	めざす将来像	
	1. 将来像と目標	43
	2. まちづくりの基本方針	45
第3章	分野別の整備方針	
	1. 特性に応じた土地利用の方針	53
	2. 利便性・機能性の高い都市施設の方針	56
	3. 都市環境・景観形成の方針	65
	4. 安全で安心なまちづくりの方針	65
	5. 市民によるまちづくりの方針	66
	6. 都市計画制度の運用	67

### 第3編 地区別構想（地域別のまちづくりの基本的方針）

#### 第1章 地区の設定

- 1. 地区別構想の策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 2. 地区の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

#### 第2章 地区別のまちづくり方針

- 1. 黄金地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 2. 稀府地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 3. 東 地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 4. 関内地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 5. 中央地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
- 6. 市街地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- 7. 長和地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 8. 有珠地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- 9. 大 滝 区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

#### 資料編

- I 市民参加の取り組み（平成16年 策定時）・・・・・・・・ 137
- II 市民参加の取り組み（平成22年 見直し時）・・・・ 140
- III 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141

# 序 論

## 都市計画マスタープランの目的と位置付け

## 1. 都市計画マスタープランの概要

今日、社会を取り巻く環境の著しい変化に伴い、市民の生活スタイルや価値観も多様化するとともに、地域における都市づくりが益々重要になっており、その基本方針である都市計画マスタープランは都市計画法で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村が自ら策定することが定められています。

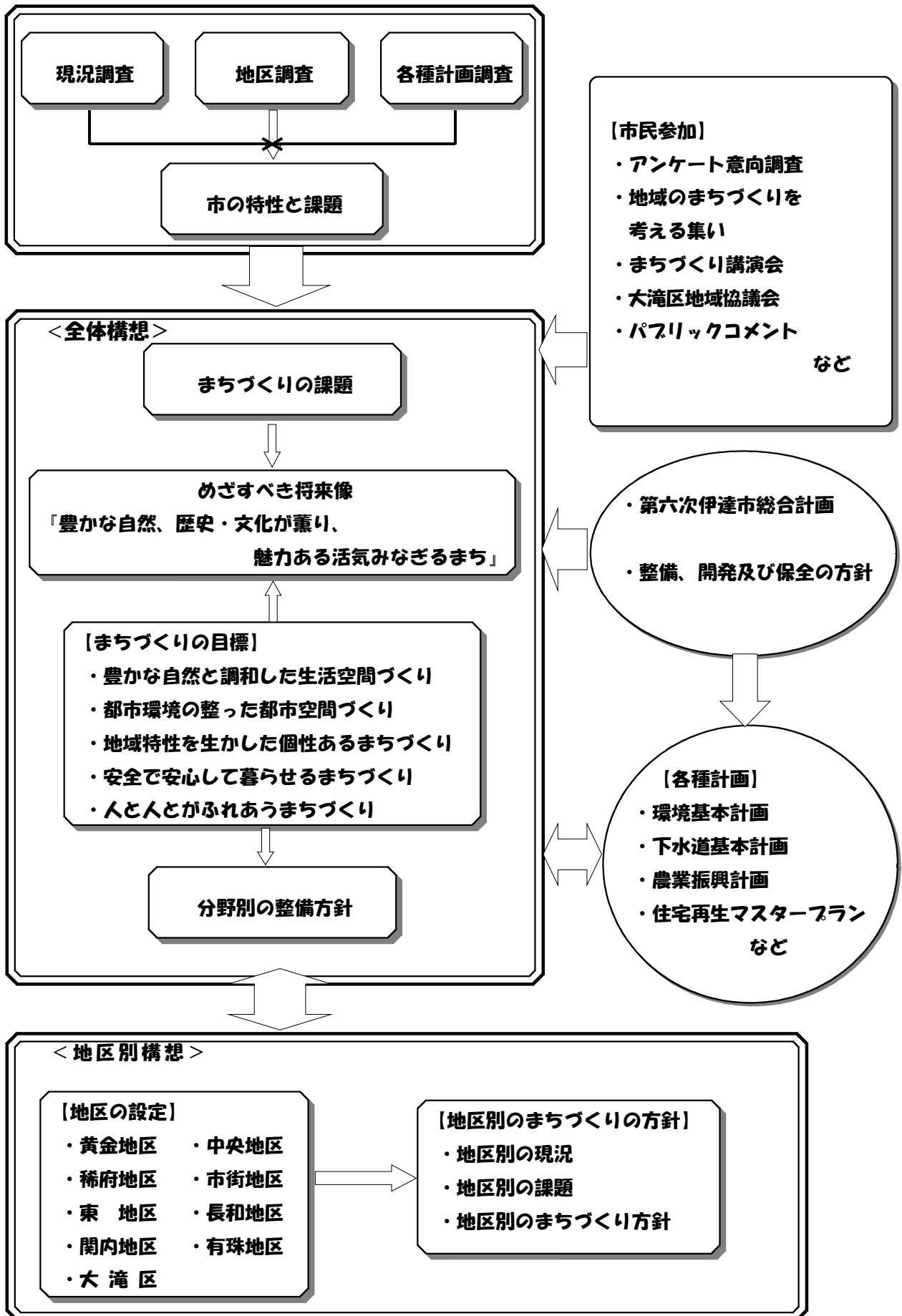
本市では、分権型社会への大きな流れや少子・高齢化社会に対応したゆとりと豊かさ、安全かつ適正なまちづくりを進めるために、平成16年に都市計画マスタープランを策定しましたが、この度「市町村合併」やそれに伴う「総合計画の策定」などの社会情勢の変化に対応するために見直しを行いました。

都市計画マスタープランは、市の長期計画である「総合計画」や道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとされており、今回の見直しでは平成16年の当初計画策定時に定めた「将来像と目標」などの基本的な考え方を継承しつつ、上位計画である「第六次伊達市総合計画」や「室蘭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図りました。

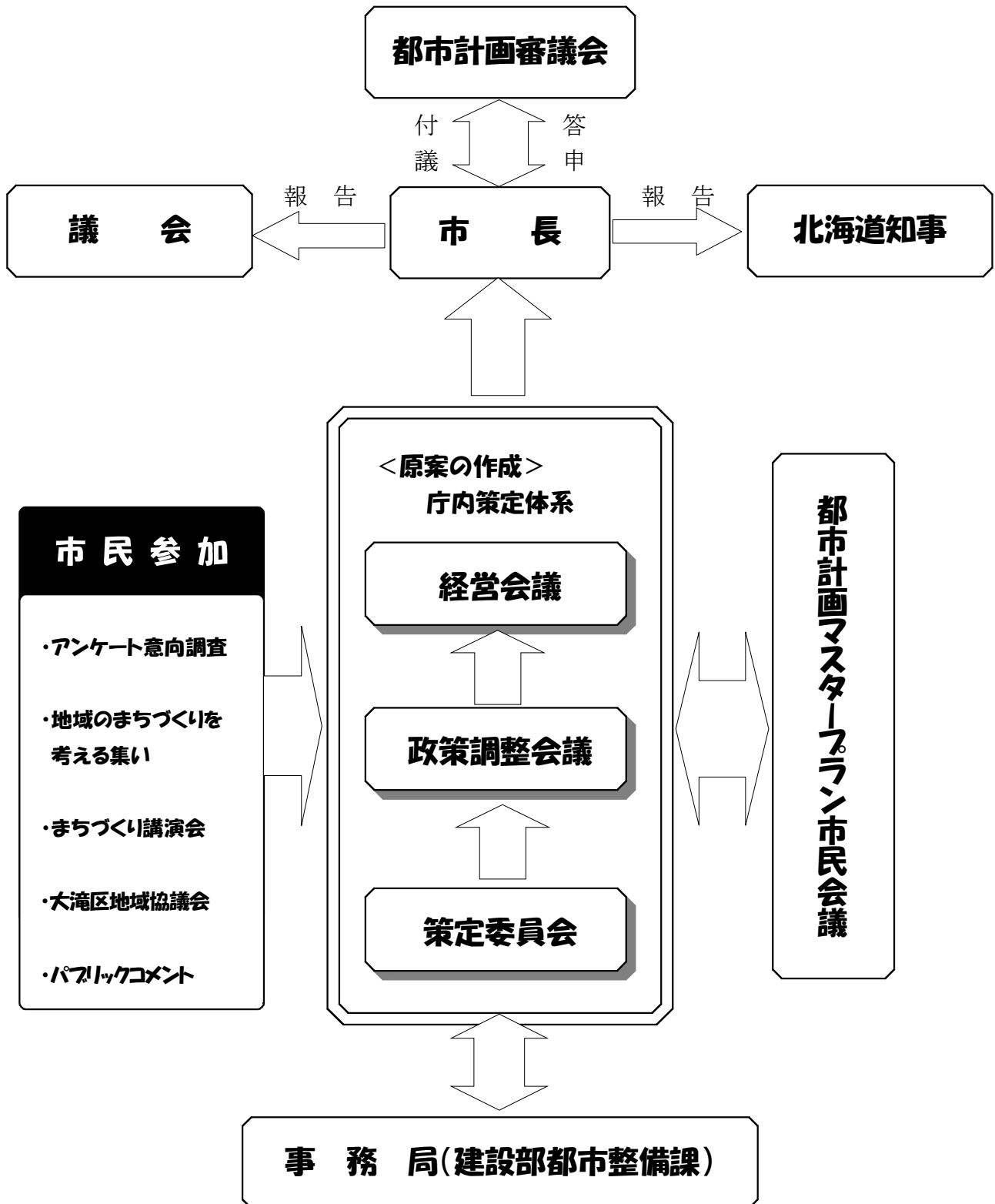
また、「大滝区」は都市計画区域ではありませんが、都市計画マスタープランを全市域にまたがる一体的な計画とするために「地区別構想」に新たに「大滝区」を加えました。

なお、目標年次は平成35年とし、計画の内容については必要に応じて見直しを行います。

都市計画マスタープランの総合的な体系は次のとおりです。



その策定体系は次のとおりとなります。



## 2. 都市計画マスタープランの目的と位置付け

### (1) 伊達市都市計画マスタープランの目的

我が国の経済社会を取り巻く環境は大きく変化し、少子・高齢化の急激な進展や核家族化の進行、都市と地方との人口格差の広がり、中心市街地の空洞化などの社会現象が問題となっています。

本市においても、今日まで地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきたところではありますが、これまでの状況を見ますとまだ多くの課題が残されています。

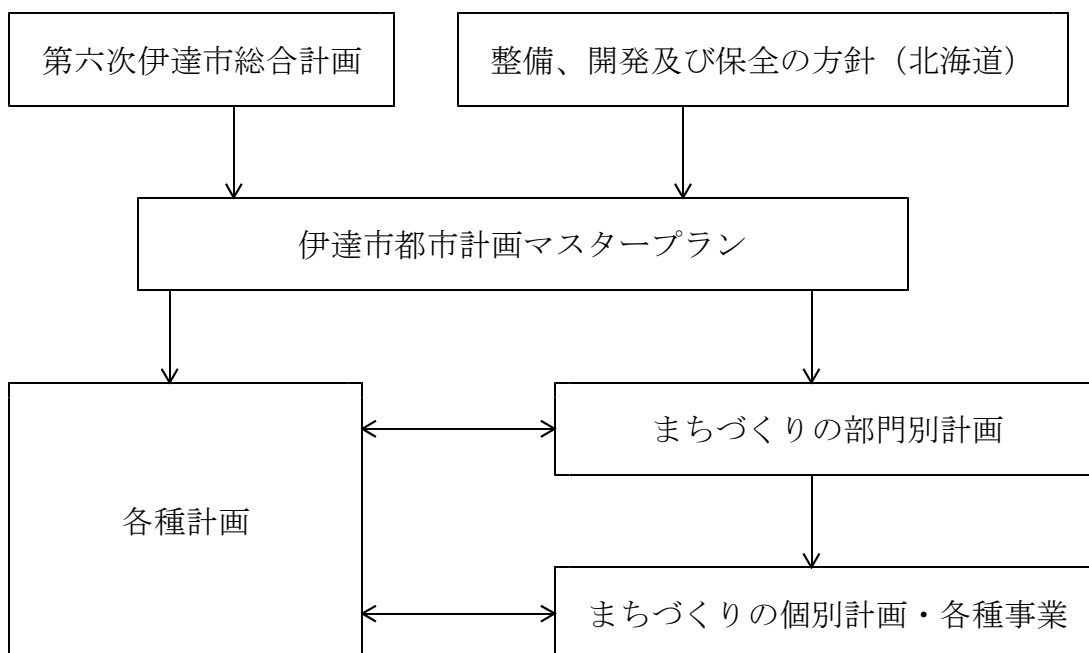
さらに、有珠火山防災対策や土地利用など、新たな課題が生じています。

都市計画マスタープランは、市民と行政などの協働により、まちづくりの課題を整理解消しつつ、第六次伊達市総合計画がめざす将来像「自然を育み 未来に向かって挑戦する人にやさしいまち」を踏まえながら、都市計画がめざす将来像「豊かな自然、歴史・文化が薫り、魅力ある活気みなぎるまち」の実現のため、総合的かつ計画的なまちづくりの方針を示すものであります。

この都市計画マスタープランには、魅力あるまちづくりを積極的に行い、「住んで良かった」と言える素晴らしい郷土をしっかりと将来に引き継いでいきたいという思いが込められています。

### (2) 伊達市都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランの位置付けは次のとおりです。





### (3) 伊達市都市計画マスタープランの果たす役割

都市計画マスタープランの主な役割は次の点があげられます。

#### ■ 将来像を実現するため、整備の目標やみちすじを示す役割

本市の現状や市民の意向を踏まえて、都市全体及び地域別の望ましい都市像を実現するため、整備目標や基本的な方策を総合的に示す役割があります。

#### ■ 総合的な都市計画により、望ましい都市像や地域を形成する役割

土地利用や用途地域、都市施設などの都市計画を総合的に進めることにより、望ましい都市像や地域を形成する重要な役割があります。

#### ■ 都市計画の決定や変更における方向性を示す役割

市街化区域の見直しや、道路・公園などの公共施設の都市計画における方向性を示す役割があります。

#### ■ 市民の理解を深めるとともに、参加を促す役割

都市計画についてわかりやすく示すことは、将来の都市像の実現に向けて、市民の理解を深めるとともに、市民と行政が共通の認識のもとに、協働したまちづくりがより一層促進され、市民の主体的な参加によるまちづくりの意識の高まりを促す役割があります。

#### ■ 関係行政機関や事業者に対する本市の都市計画の基本的な方針を示す役割

本市のまちづくりに関し、市のみではなく国や北海道をはじめ、さまざまな民間事業者が関わっており、事業実施にあたっては、この計画をもとに進めてもらう役割があります。